

第 31 回 農 業 委 員 会 議 事 録

開 会 日 令和 3 年 9 月 16 日 (木)

場 所 文化会館たづくり 1001 学習室

開会時間 午後 3 時 1 分

出席委員

1 番委員	吉 井 美華子	2 番委員	野 口 達 也
3 番委員	関 口 博 昭	4 番委員	土 方 清 一
5 番委員	瀧 柳 正 明	7 番委員	元 木 幹 夫
8 番委員	榎 本 弘 行	10 番委員	鈴 木 正 勝
11 番委員	森 田 晃 章	13 番委員	原 勇
14 番委員	井 上 一 郎	15 番委員	熊 井 守
16 番委員	杉 崎 一三六	17 番委員	富 澤 保 夫
18 番委員	荻 本 末 子	19 番委員	小 野 一 弘
20 番委員	井 上 眞 一		

欠席委員

6 番委員	鳩 山 隆 史	9 番委員	川 端 宏 志
12 番委員	伊 藤 義 治		

事 務 局

局長	元木勇治	次長	朝倉恵一
書記	佐野純子	書記	長谷部淳一

○元木事務局長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから第31回調布市農業委員会総会を開催いたします。

ただいまのところ、17人の御出席をいただいております。農業委員会議事規則第6条の規定による定足数に達していることを御報告します。

なお、6番議席の鳩山委員、9番議席の川端委員、12番議席の伊藤委員につきましては、本日、都合により欠席する旨の御連絡をいただいております。

それでは、以降の進行を元木会長、よろしく申し上げます。

○議長（元木会長）　皆さん、こんにちは。本日もお忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。

9月に入ってからようやく秋の気配が感じられる気候となつてまいりました。しかしながら、緊急事態宣言が9月末まで延長されてしまったということで、本総会もこの会場、全員参加の場合はどうしても密になってしまうということで、事務局のほうにもうちよつと広い部屋はないのかとお願いしたのですけれども、見つからず、いつもどおりのこの場所となつてしまいました。

私がしゃべる機会がどうしても多いので、持ってきましたけれども、こういう自分で15分のできる簡易検査が今売っているのです。今日、これをしてここに来ました。だから一応大丈夫です（「まだやっていないの」との声あり）。2回打ちましたけれども、やはり感染しているとまずい。私も今月孫ができたので、子供にうつしたらまずいと思って、週に2回ぐらいこれで検査するようにうちの家族には言っています。

そういうことで、なるべく感染予防に努めながら総会を進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

それと、通常ですと全員なのですけれども、今回も議案があるということで、全員出席してもらっていますが、議案のないときに前回同様、2班に分かれての総会を実施していきたいと思ひますので、御理解のほどお願ひいたします。

それでは、議事日程に従ひまして議事を進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

最初に、日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。本日の議事録署名委員には、2番議席の野口委員、3番議席の関口委員、よろしくお願ひいたします。

続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。会期の日程は、本日1日としたいと思ひますが、これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

続きまして、日程第3、専決処分の報告についてを議題といたします。報告第13号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、次、報告第14号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」、引き続きまして、報告第15号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を事務局より説明いたします。事務局、お願いいたします。

○朝倉事務局次長 報告第13号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、報告第13号を御覧ください。「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」であります。今回、相続による所有権の移転の届出がありましたので、報告いたします。

番号1を御覧ください。土地の所在は下石原3丁目●番●外1筆、面積は合計で1,983.97平方メートルであり、権利を取得した者は●●●●氏であります。8月11日に届出を受け、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、8月17日に受理通知書を交付しております。

番号2を御覧ください。土地の所在は仙川町2丁目●番●外2筆、面積は合計で3,878平方メートルであり、権利を取得した者は●●●●氏であります。8月18日に届出を受け、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、8月20日に受理通知書を交付しております。

番号3を御覧ください。土地の所在は仙川町2丁目●番●外5筆、面積は合計で638.27平方メートルであり、権利を取得した者は●●●●氏であります。8月18日に届出を受け、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、8月20日に受理通知書を交付しております。

番号4を御覧ください。土地の所在は深大寺北町3丁目●番●外1筆、面積は合計で3,896平方メートルであり、権利を取得した者は●●●●氏であります。8月27日に届出を受け、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、8月30日に受理通知書を交付しております。

次のページをお願いします。報告第14号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」、資料、報告第14号を御覧ください。報告第14号、農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出書についてであります。

番号1を御覧ください。土地の所在は富士見町1丁目●番●外3筆、面積は合計で3,952平方メートルであり、申請人は●●●●氏であります。この土地は以前、生産緑地でありましたが、令和3年5月に買取り申出がなされ、買取り照会、あっせんを経まして、同年8月に行為制限の解除となっております。今般、自己転用で店舗を建設するため、地目

の変更をするものであります。熊井委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。なお、8月11日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、8月11日に受理通知書を交付しております。

番号2を御覧ください。土地の所在は西つつじヶ丘2丁目●番●外1筆、面積は合計で362平方メートルであり、申請人は●●●●氏、●●●●氏であります。この土地は生産緑地ではありませんが、今般、土地活用を図る専用住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。富澤委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。なお、8月16日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、8月23日に受理通知書を交付しております。

番号3を御覧ください。土地の所在は深大寺北町7丁目●番●外1筆、面積は合計で330平方メートルであり、申請人は●●●●氏、●●●●氏、●●●●氏であります。この土地は以前、生産緑地でありましたが、令和2年6月に買取り申出がなされ、買取り照会、あっせんを経まして、同年9月に行為制限の解除となっております。今般、自己転用で専用住宅を建設するため、地目の変更をするものであります。瀧柳委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。なお、8月20日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、8月27日に受理通知書を交付しております。

報告第15号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」、資料、報告第15号を御覧ください。報告第15号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」であります。

番号1を御覧ください。土地の所在は染地3丁目●番●外1筆、面積の合計は1,321平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏、譲受人はアイディホーム株式会社であり、転用目的は戸建て住宅の建設であります。土方委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。これらの土地は、染地小学校の南西側にある土地であり、生産緑地でありましたが、相続による買取り申出を経て、行為制限の解除となっております。今般、土地活用を図り、所有権の移転を伴う戸建て住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。なお、7月26日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、8月6日に受理通知書を交付しております。

番号2を御覧ください。土地の所在は深大寺北町7丁目●番●外2筆、面積は合計で329平方メートルであります。本件は使用貸借であります。使用貸付人は●●●●氏、使用借受人は●●●●氏であり、転用目的は共同住宅の建設であります。瀧柳委員が現地確認を

行い、現況が農地であることを確認しております。なお、8月20日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、8月27日に受理通知書を交付しております。この土地は北ノ台小学校の西側の土地であり、生産緑地でありましたが、相続による買取り申出を経て、行為制限の解除となっております。今般、共同住宅を建設するため、青木賢吾氏が青木充氏から土地を使用貸借して、共同住宅を建設するため、地目の変更を行う農地転用になります。

専決処分の報告についての説明は以上です。

○議長　ただいま事務局から説明がございました。何か御質問がありましたらお願いいたします。

（「なし」との声あり）

御質問、御意見もないようですので、報告について承認することに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

御異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

続きまして、日程第4の議案についてです。議案第8号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定について」を議題といたします。事務局が朗読いたします。事務局、お願いします。

○長谷部書記　議案第8号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定について」、上記の議案を提出する。令和3年9月16日。提出者、調布市農業委員会会長、元木幹夫。

○議長　ただいま事務局から議案について朗読がありました。続いて、提案理由の説明をお願いいたします。事務局。

○佐野書記　議案第8号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定について」、御説明いたします。

まず初めに、お配りした資料の確認からさせていただきます。事前にお配りしております議案第8号資料のほか、本日机上に資料1から資料4までをお配りしております。

なお、横ホチキス留めの事業計画の認定申請書につきましては、個人情報が含まれておりますので、総会終了後、回収させていただきます。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定については、先月8月12日の議案で御審議いただいておりますので、可否の考え方や農地法関

係事務に関わる処理基準につきましては割愛させていただきます。

今般、令和3年8月11日付で調布市長宛てに当該法律に基づく承認申請があり、調布市長から8月19日付で農業委員会会長宛てに同法に基づく計画の審査依頼がありましたので、本総会で審議していただくことになりました。

事前に送付しております議案第8号資料「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定について」を御覧ください。

土地の所在は調布市国領町6丁目●番●外1筆、地目については登記地目、現況とも畑、地積は合計で1,229平方メートル、権利は使用貸借権、借受人は●●●●氏、貸付人は●●●●氏、賃借目的は農業経営となっております。こちらの土地は品川通り沿いの椿地藏前の交差点の南側に位置しており、令和2年7月に同じ法律の貸借の円滑化に関する法律により、既に●●氏が●●氏から使用貸借している農地のすぐ近くになります。なお、現地確認については、8月19日に元木会長、小野副会長と事務局で行っております。

本日お配りした資料3「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく認定都市農地貸付けについて（調査票：農業委員会用）」を御覧いただきながらお聞きください。

(1)につきましては、●●●●氏については、安定した売上げを上げていること。販路についても、当該申請地で生産されたものについては、マインズショップ調布店、マインズショップ調布サウスゲートビル店、コープみらい調布染地店、庭先販売を想定しており、市内で販売を予定していることから、基準に適合していると見ることができます。

裏面を御覧ください。(2)につきましては、申請都市農地において生産した農作物を調布市内及び近隣で販売することを計画しており、●●氏が収穫後の残渣、農業資材、収穫時期を過ぎた農産物等を圃場に放置せず、適切に除草する取組を想定しており、申請都市農地の周辺的生活環境と調和の取れた当該申請都市農地の利用と見ることができ、基準に適合していると見ることができます。

(3)につきましては、元木会長と小野副会長が現地を確認し、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないことを確認しております。

(4)につきましては、所有する機械、従事される労働力、農作業に従事する者の技術についてを総合的に勘案して判断します。機械はトラクター2台、管理機2台等を所有しており、通常の農作業を行うための機械を所有しております。

次に、労働力についてですが、本人、妻、手伝い3人の計5人で営農を行っており、十

分な労働力があると見るができます。

最後の技術についてですが、●●●●氏については、農業に従事して21年になり、農地を効率的に利用して耕作、または養畜の事業を行うための技術を有していると見るができます。

申請のあった認定都市農地の貸付けについて、農業委員会で決定された場合は、調布市長に対し、当該事業計画が適当であると認める通知をすることになります。農業委員会としましては、(1)から(4)の全ての認定要件を満たしており、当該申請が法第4条第3項第1号から第3号までに挙げる要件の全てを満たしているということで御報告させていただきます。

以上で議案第8号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定について」の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。
○議長　ただいま事務局から説明がありました。この内容について何か御質問ございましたらお願いいたします。

（「なし」との声あり）

御質問、御意見もないようですので、報告のとおり承認することで御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

御異議なしと認め、そのように決定することといたします。

続きまして、日程第5、報告事項を議題といたします。本日、報告事項は3点ございます。

まず最初に、令和3年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況について、続きまして、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（相続税の納税猶予に関する適格者証明）について、引き続きまして、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（引き続き農業経営を行っている旨の証明）について、以上3件を事務局より説明いたします。事務局、お願いいたします。

○朝倉事務局次長　それでは、報告事項について御説明いたします。

資料、報告事項アを御覧ください。令和3年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況となります。

最初の表、令和3年度農業委員会審議状況について(1)、2段目、区分、今回総会での審議状況を御覧ください。農地法第3条の許可申請はありませんでした。第3条の3の届

出が件数4件、面積1万396.24平方メートル、第18条及びその他のものはありませんでした。

下の表、令和3年度農業委員会審議状況について(2)を御覧ください。宅地として農地転用したものでは、所有権の移転を伴わない農地法第4条の届出は件数3件、面積は4,644平方メートル、所有権の移転を伴う農地法第5条が件数2件、面積1,650平方メートルとなっております。

続きまして、一番下の表、令和3年度目的別農地転用状況について御説明いたします。真ん中の表の令和3年度農業委員会審議状況について(2)、宅地として農地転用したものの内容でございます。前回の総会審議状況で、前回から変更となった部分でございます。

農地法第4条は、上から1段目の専用住宅に転用したものが件数3件、面積885平方メートル、上から6段目の店舗・事務所・倉庫に転用したものが件数1件、面積3,952平方メートルであります。

農地法第5条では、表の上から2段目、建売住宅・分譲に転用したものが件数8件、面積7,696平方メートル。上から3段目、共同住宅・貸家に転用したものが件数1件、面積329平方メートルであります。

内訳の合計は、表の右の合計欄、件数15件、面積1万3,860平方メートルであります。

次のページをお願いします。資料、報告事項イを御覧ください。租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（相続税の納税猶予に関する適格者証明）についてであります。

番号1について、土地の所在は下石原3丁目●番●外1筆、面積は合計で1,983.97平方メートル、納税猶予を受ける者は●●●●氏です。熊井委員が現地確認をしております。

番号2について、土地の所在は深大寺北町3丁目●番●外1筆、面積は合計で3,896平方メートル、納税猶予を受ける者は●●●●氏です。瀧柳委員が現地確認をしております。

なお、番号1と2につきましては、全ての申請書類に不備はなく、証明書を発行しております。

次のページをお願いします。資料、報告事項ウを御覧ください。租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（引き続き農業経営を行っている旨の証明）についてであります。

番号1について、土地の所在は布田6丁目●番●外8筆、面積は合計で3,904平方メートル、納税猶予を受ける者は●●●●氏です。土方委員が現地確認をしております。

番号2について、土地の所在は深大寺元町5丁目●番●外3筆、面積は合計で1,380平方メートル、納税猶予を受ける者は●●●●氏です。瀧柳委員が現地確認をしております。

番号3について、土地の所在は西つつじヶ丘1丁目●番●外2筆、面積は合計で1,539平方メートル、納税猶予を受ける者は●●●●氏です。富澤委員が現地確認をしております。

番号4について、土地の所在は西つつじヶ丘1丁目●番●外8筆、面積は合計で3,259平方メートル、納税猶予を受ける者は●●●●氏です。富澤委員が現地確認をしております。

番号5について、土地の所在は深大寺北町6丁目●番●外2筆、面積は合計で2,004平方メートル、納税猶予を受ける者は●●●●氏です。瀧柳委員が現地確認をしております。

番号6について、土地の所在は深大寺東町5丁目●番●外1筆、面積は合計で871平方メートル、納税猶予を受ける者は●●●●氏です。井上一郎委員が現地確認をしております。

裏面に入ります。番号7について、土地の所在は国領町7丁目●番●外7筆、面積は合計で4,423平方メートル、納税猶予を受ける者は●●●●氏です。関口委員が現地確認をしております。

番号8について、土地の所在は深大寺元町2丁目●番●外2筆、面積は合計で1,228平方メートル、納税猶予を受ける者は●●●●氏です。原委員が現地確認をしております。

番号9について、土地の所在は国領町1丁目●番●外2筆、面積は合計で2,208平方メートル、納税猶予を受ける者は●●●●氏です。関口委員が現地確認をしております。

番号10について、土地の所在は国領町6丁目●番●外5筆、面積は合計で1,373平方メートル、納税猶予を受ける者は●●●●氏です。土方委員が現地確認をしております。

番号11について、土地の所在は菊野台3丁目●番●外5筆、面積は合計で1,544平方メートル、納税猶予を受ける者は●●●●氏です。鈴木委員が現地確認をしております。

番号12について、土地の所在は西つつじヶ丘1丁目●番●外3筆、面積は合計で1,364平方メートル、納税猶予を受ける者は●●●●氏です。富澤委員が現地確認をしております。

番号13について、土地の所在は飛田給3丁目●番●外2筆、面積は合計で879平方メートル、納税猶予を受ける者は●●●●氏です。野口委員が現地確認をしております。

番号14について、土地の所在は深大寺北町6丁目●番●、面積は1,011平方メートル、納税猶予を受ける者は●●●●氏です。瀧柳委員が現地確認をしております。

番号1から14につきましては、全ての申請書類に不備はなく、証明書を発行しております。

以上で報告事項の説明を終わります。

○議長　ただいま事務局より報告事項の説明がございました。何か御質問がありましたらお願いいたします。

（「なし」との声あり）

御質問、御意見もないようですので、報告の3件を承認することに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

御異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

次に、その他報告及び連絡事項について事務局から説明いたします。事務局、お願いいたします。

○元木事務局長　それでは、その他報告及び連絡事項について御説明します。

まず、次回の総会なのですけれども、10月21日木曜日午後3時から調布市たづくり1001学習室で行います。役員会は同じ日の午後2時30分から同じ会場で行いますので、よろしくお願いいたします。

また、その他として、本日も参考までに農政対策ニュースなどを配っておりますので、後に御覧ください。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長　事務局から説明がありました。このことについて御質問がありますでしょうか。――御質問ないですね。

（「なし」との声あり）

御質問もないようですので、説明のとおりといたします。

それでは、本日の日程は全て終了しましたので、これで第22期第31回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会　午後3時36分

調布市農業委員会議事規則第13条の
規定によりここに署名押印します。

令和 年 月 日

議長

署名委員

2番委員

3番委員